

熊本市立野外教育施設に関する要綱

制定 平成29年6月16日教育長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市立野外教育施設条例（昭和50年条例第13号。以下「条例」という。）及び熊本市立野外教育施設条例施行規則（昭和53年教委規則第10号。以下「規則」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用者の範囲)

第2条 条例第4条第2号の「これらに準ずる者」とは、幼稚園の幼児、保育所の乳児、幼児その他の児童、認定こども園の園児、高等学校の生徒、特別支援学校の幼児、児童並びに生徒、大学の学生及び専修学校の生徒とする。

2 条例第4条第3号の「熊本市教育委員会（以下「委員会」という。）が適当と認めるもの」とは、熊本市教育委員会が主催し、共催し、若しくは後援する団体等が推薦する学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。）、保育園、認定こども園、専修学校（以下これらを「学校等」という。）若しくは団体又は本市の学校等と交流することを目的として使用する市外の学校等とする。

(使用時間)

第3条 野外教育施設の使用時間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- (1) 宿泊を伴う場合 午前11時から翌日（2泊のときは、翌々日）の午後4時まで
- (2) 宿泊を伴わない場合 午前9時から午後4時まで

(食事等の費用)

第4条 規則第6条の食事等の費用は、次の各号に掲げる費用の種類に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 食事の費用 次のアからウまでに掲げる食事の区分に応じ、当該アからウまでに定める額
 - ア 朝食 430円
 - イ 昼食 550円
 - ウ 夕食 680円
- (2) シーツクリーニングの費用 130円

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。